

## エレクトリゾーラより REACH 規則に関するお知らせ

お客様各位

いつもお引き立て頂きまして、誠にありがとうございます。

さて、この度欧州では『化学物質の登録、評価、認可及び制限 (REACH; Registration, Evaluation and Authorization of Chemicals) に関する欧州議会及び理事会規則』により、2008年12月1日以降、化学物質の登録が必要となりました。ちなみにエナメル線は化学物質ではなく成形品のひとつであると考えられるため、登録を求められてはおりません。

エレクトリゾーラは、弊社のエナメル線製品が、下記に関し、2015年9月10日のEU司法裁判所判決 C-106/14 による解釈により、欧州議会の REACH 規則 (EC) 1907/2006 「化学物質の登録、評価、認可 (REACH)」に準拠していることをここに言明いたします。

- i. 高懸念物質 (SVHC)  
2024年6月27日公表 241 物質  
(<https://echa.europa.eu/candidate-list-table>)
- ii. REACH 規則付属書 XIV 認可対象物質リスト  
2024年6月27日公表 59 物質  
(<https://echa.europa.eu/authorisation-list>)
- iii. REACH 規則付属書 XVII 制限対象物質リスト  
2024年6月27日公表 73 物質  
(<https://echa.europa.eu/substances-restricted-under-reach>)

エレクトリゾーラの欧州工場の仕入先はすべて REACH 規則に対応しており、仕入れに関して問題はないものと考えます。

ご質問やご不明な点などございましたら、お問い合わせ下さい。

Jake Cheng  
Quality Manager  
Elektrisola Hangzhou Co., Ltd

phone: +86 571 8852 0788  
fax: +86 571 8852 0780  
email: [jake.cheng@elektrisola.cn](mailto:jake.cheng@elektrisola.cn)

改訂 31: 2024年6月27日